年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項の規定の適用を受ける者を除く。）又は恒久的施設を有する非居住者で、これらの者に係る同法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をするものが、引き続き第一項から第四項まで及び第九条の八の規定の適用を受けようとする場合　その旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（次項、第二十九項及び第三十一項において「継続適用届出書」という。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　出国をする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書

28　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者は、引き続き居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当する者とみなして、この条（第六項から第二十項まで、第二十四項から前項まで、第三十二項及び第三十三項を除く。）及び第九条の八の規定を適用する。

29　第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が帰国をした後再び同項第一号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その者は、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書（帰国をした旨、帰国をした年月日、当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をいう。以下第三十一項までにおいて同じ。）の提出（当該帰国届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該帰国届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項及び第三十一項において同じ。）をしなければならない。

30　第七項及び第八項の規定は、帰国届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該帰国届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

31　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その者は当該出国の時に非課税口座廃止届出書を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものと、第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第二十九項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合には、その者は同日に非課税口座廃止届出書を当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとそれぞれみなして、第二十二項及び第二十三項の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第一項第二号並びに第五項第一号、第二号ホ(2)、第三号及び第四号中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第六項中「及び第八項」を「、第八項及び第二十八項」に改め、同条第十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第二十二項中「十九歳」を「十七歳」に改め、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「第二十九項及び第三十項」を「第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中「前項」を「第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項の次に次の三項を加える。

28　第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に規定する報告書を交付しなければならない。

29　金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を第三十七条の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならない。

30　前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第二十八項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四の三第一項中「外国合併親法人株式（」を「外国合併親法人の株式（」に、「外国合併親法人株式で」を「外国合併親法人の株式で」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に、「同じ。）の交付」を「外国合併親法人株式」という。）の交付」に改め、同条第二項中「外国分割承継親法人株式（」を「外国分割承継親法人の株式（」に、「外国分割承継親法人株式で特定軽課税外国法人」を「外国分割承継親法人の株式で特定軽課税外国法人等」に、「同じ」を「外国分割承継親法人株式」という」に改め、同条第三項中「外国完全子法人株式（」を「外国完全子法人の株式（」に、「同じ」を「外国完全子法人株式」という」に改め、同条第四項中「外国株式交換完全支配親法人株式（」を「外国株式交換完全支配親法人の株式（」に、「外国株式交換完全支配親法人株式で特定軽課税外国法人」を「外国株式交換完全支配親法人の株式で特定軽課税外国法人等」に、「同じ」を「外国株式交換完全支配親法人株式」という」に改め、同条第六項第一号中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人のうちいずれか一の外国法人の株式」に改め、同項第二号中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう」を「をいう」に改め、同項第三号中「外国分割承継親法人株式以外」を「外国分割承継親法人のうちいずれか一の外国法人の株式以外」に、「外国分割承継親法人株式が」を「株式が」に改め、同項第四号中「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式」を削り、同項第五号中「に外国完全子法人株式」を「に外国完全子法人の株式」に、「外国完全子法人株式が」を「株式が」に改め、同項第六号中「外国完全子法人株式」を「外国完全子法人」に改め、「の株式」を削り、同項第七号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の外国法人の株式」に改め、同項第八号中「外国株式交換完全支配親法人株式」を「外国株式交換完全支配親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式」を削り、同条第八項中「外国合併親法人株式」を「外国合併親法人の株式」に、「外国分割承継親法人株式」を「外国分割承継親法人の株式」に、「外国完全子法人株式又は外国株式交換完全支配親法人の株式」を「外国完全子法人の株式又は外国株式交換完全支配親法人の株式」に改める。

第三十七条の十四の四第一項中「外国合併親法人株式を」を「外国合併親法人の株式を」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第二項中「外国分割承継親法人株式を」を「外国分割承継親法人の株式を」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第三項中「外国株式交換完全支配親法人株式を」を「外国株式交換完全支配親法人の株式を」に、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第五項中「まで」の下に「及び前項（第二号中第三十七条の十四第一項に係る部分に限る。）」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。

第三十九条第一項中「第七十条の五」の下に「、第七十条の六の九」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第四十条の二中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、」に改め、「限る。）」の下に「又は文化財保護法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）」を、「場合」の下に「当該文化財保存活用支援団体に譲渡した場合には、政令で定める場合に限る。）」を加える。